

香川県広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年2月1日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第1号

香川県広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団会計規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(口座振替手続等) 第47条 略</p> <p><u>(口座自動振替払)</u> <u>第47条の2 企業出納員は、公共料金であって次に掲げるものを、口座自動振替払（債権者が指定した期日に、企業団の預金口座から債権者の預金口座に自動的に振り替えて支出することをいう。）の方法により支出することができる。</u></p> <p><u>(1) 電気料金</u> <u>(2) 通信回線使用料並びに電信電話に関する使用料及び通話料</u> <u>(3) ガス料金</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか企業長が認めたもの</u></p> <p><u>2 前項の口座自動振替払について必要な事項は、企業長が別に定める。</u></p> <p>(小切手の振出し) 第48条 略</p>	<p>(口座振替手続等) 第47条 略</p> <p>(小切手の振出し) 第48条 略</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。